

令和5年度ダイオキシン類の調査結果について (鹿児島市による測定)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和5年度に鹿児島市が実施した、ダイオキシン類に係る大気、水質、底質及び土壌の常時監視結果並びに廃棄物焼却炉等への排出基準監視結果は次のとおりである。

1 環境の常時監視（環境中の環境基準の達成状況を確認するためのもの）

(1) 大気

① 調査地点 一般環境2地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年4回（4月、7月、10月、1月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $0.6 \text{ pg}^{\text{注1}}\text{-TEQ}^{\text{注2}}/\text{m}^3$ 以下）を達成していた。

(2) 水質

① 調査地点 河川水質3地点、地下水質4地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ 1 pg-TEQ/L 以下）を達成していた。

(3) 底質

① 調査地点 河川底質3地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ 150 pg-TEQ/g 以下）を達成していた。

(4) 土壌

① 調査地点 一般環境4地点、発生源周辺2地点

② 調査時期 年1回（10月）

③ 調査結果

全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ 1000 pg-TEQ/g 以下）を達成していた。

2 廃棄物焼却炉等への立入検査（特定施設に係る排出基準の適合状況を確認するためのもの）

(1) 大気基準適用施設

① 監視事業所数 15事業所の15施設（延べ16施設）

② 監視時期 年1回（7月～2月）

③ 監視結果

1施設で排出基準を超過したため、施設の使用の一時停止及び改善を命じた。その他の事業所は、排出基準に適合していた。

(2) 水質基準適用事業場

① 監視事業所数 1事業所

② 監視時期 年1回（10月）

③ 監視結果

当該事業所に適用される排出基準（ 10 pg-TEQ/L 以下）に適合していた。

調 査 結 果

1 環境の常時監視結果

(1) 大 気

(単位 ; p g - T E Q / m³)

調 査 地 点		調 査 結 果 (年間平均値)	環 境 基 準 (年間平均値)
一般環境	山下町	0.018	0.6 以下
	平川町	0.0068	
発生源周辺	小野地区	0.091	
	西別府地区	0.031	

(2) 水 質

① 河川水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
脇田川 (南田橋)	0.042	1 以下
永田川 (新永田橋)	0.13	
和田川 (潮見橋)	0.056	

② 地下水

(単位 ; p g - T E Q / L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
桜島白浜町	0.022	1 以下
桜島武町	0.022	
伊敷町	0.022	
薬師1丁目	0.023	

(3) 底 質

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準
脇田川 (南田橋)	0.15	150以下
永田川 (新永田橋)	0.21	
和田川 (潮見橋)	0.33	

(4) 土 壌

(単位 ; p g - T E Q / g)

調 査 地 点		調 査 結 果	環 境 基 準
一般環境	東桜島町	0.042	1000以下
	桜島小池町	0.070	
	伊敷台2丁目	0.041	
	薬師2丁目	0.039	
発生源周辺	下田町	0.0033	
	緑ヶ丘町	5.4	

2 廃棄物焼却炉等への立入検査結果

(1) 大気基準適用施設

(単位 ; $\text{ng}^{\text{注3}}\text{-TEQ}/\text{m}^3\text{N}^{\text{注4}}$)

	工場・事業場の名称	調査結果	大気排出基準	適合状況
1	鹿児島市北部清掃工場 (2号炉)	0.00045	0.1以下	適合
2	鹿児島市南部清掃工場 (2号炉)	0.000094	0.1以下	適合
3	日置市クリーン・リサイクルセンター (2号炉)	0.22	1以下	適合
4	ジャパンウェイト株式会社 鹿児島事業所 谷山臨海工場	0.11	1以下	適合
5	株式会社 勝利商會 第一中間処理場	0.50	5以下	適合
6	株式会社 勝利商會 第二中間処理場	21 (24)	5以下	不適合
7	株式会社 サニタリー リファイナリーセンター (バッチ式・ガス化炉)	0.064	5以下	適合
8	永田重機土木株式会社	1.1	10以下	適合
9	株式会社 ヤクヤクリサイクル	0.41	10以下	適合
10	隆誠工業 株式会社 石谷リサイクル場	0.12	5以下	適合
11	株式会社 新日本科学	0.12	10以下	適合
12	光建設 株式会社	0.43	10以下	適合
13	国立大学法人鹿児島大学 (自然科学教育研究支援センター)	0.040	5以下	適合
14	医療法人愛仁会 植村病院	0.31	5以下	適合
15	株式会社 大進産業 (回転式)	0.0061	10以下	適合

※カッコ内は2回目の立入検査結果

(2) 水質基準適用事業場

(単位 ; $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)

	工場・事業場の名称	調査結果	水質排出基準	適合状況
	鹿児島市南部処理場	0.00021	10以下	適合

注1 pg (ピコグラム) は重さの単位で、1 pg は1兆分の1 gである。

注2 TEQとは、「毒性等量」を意味し、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD (四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン) の毒性に換算して表したものである。

注3 ng (ナノグラム) は重さの単位で、1 ng は10億分の1 gである。

注4 m^3N は体積の単位で、1 m^3N は0℃、1気圧の状態の気体1 m^3 を表す。